

# 教育委員会定例会議事日程

令和5年7月7日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項  
市立図書館夏のイベント「図書館で夏休み」について  
学校運営協議会の設置状況及び令和4年度活動報告を踏まえた今後の取組について  
子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境の整備に関する連携協定の締結について
- 3 請願等審査  
受理番号2 教科書採択に関する要望書
- 4 審議案件  
教委第22号議案 横浜市学校保健審議会委員の任命について  
教委第23号議案 横浜市学校保健審議会臨時委員の任命について
- 5 その他

## 教育委員会定例会 一般報告

### 1 市会関係

- 6/27 本会議 正副議長の辞職等
- 7/4～7/6 こども青少年・教育委員会（視察）  
・片山総務課長が同行

### 2 市教委関係

#### (1) 主な会議等

#### (2) 報告事項

- 市立図書館夏のイベント「図書館で夏休み」について
- 学校運営協議会の設置状況及び令和4年度活動報告を踏まえた今後の取組について
- 子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境の整備に関する連携協定の締結について

### 3 その他

市立図書館夏のイベント「図書館で夏休み」について

## 横浜市立図書館夏のイベント

# 図書館で夏休み

横浜市立図書館では、夏休みの期間に合わせて、小学生からティーンズ（中学・高校生世代）を対象としたイベントを全18館で開催します。

図書館ではおはなし会や体験型のイベントのほか、夏休みに読む本を探しているお子さんに向けた学年別の本の展示や読書相談、自由研究などの調べもののお手伝いもしています。

夏休みの機会に、図書館に足を運んでみませんか。

\*実施期間：令和5年7月19日（水）～8月31日（木）

\*実施図書館：市立図書館18館

\*主な対象：小学生からティーンズ

\*主なイベント

本を  
楽しむ

夏ならではの  
「こわいおはなし会」など  
本や読書を楽しむイベントや  
企画展示等を実施します。



\*本の展示・紹介

「よんでみようこんな本」

「ヨコハマノティーンズ」

ブックトーク&ビブリオバトル

\*夏の特別おはなし会

体験する

毎年人気の図書館の仕事体験や  
ティーンズ向けのボランティア体験、  
工作など体験型のイベントも  
開催します。

\*図書館の仕事体験

\*ボランティア体験

\*体験型イベント

\*調べものの相談



各市立図書館のイベントの詳細は  
市立図書館ホームページをご覧ください。



裏面あり

## \*各図書館で開催予定のイベント

※イベントの内容は館により異なります。

展示

### 「よんでみようこんな本」【全館実施】

司書が選んだおすすめの本を学年別にご紹介します。ブックリストも配布します。



「よんでみようこんな本」  
展示風景

お仕事  
体験

### 仕事体験&ボランティア

【実施館：旭・泉・磯子・神奈川・金沢・港南・  
栄・瀬谷・都筑・鶴見・保土ケ谷・緑・南・山内】

図書館の仕事はどんなもの？

普段は入れない裏側を見学できるかも！？

調べ方  
を知る

### 調べ方相談・調べものに挑戦！

【実施館：中・緑】

夏休みの宿題や自由研究など、調べもののお手伝いや読書相談など、図書館の使い方が楽しく学べます。



図書館 de YES (エコスクール)  
「マイクロプラスチックで万華鏡」

体験  
しよう

### その他体験イベント

【実施館：中央・旭・泉・神奈川・金沢・港南・港北・  
栄・瀬谷・都筑・戸塚・中・保土ケ谷・緑・南・山内】

館内ツアーや製本体験、工作・ゲームを通してSDGsや環境について知る講座など、学びながら体験できるイベントを多数開催します。

特別  
おはなし会

### 夏のとくべつおはなし会【全館実施】

夏にぴったりのこわいおはなし会や、夜のおはなし会など、いつもと違うおはなし会に参加してみませんか。



夏のこわいおはなし会風景

本の  
紹介

### ブックトーク・本の紹介

【実施館：旭・港南・鶴見・中】

司書がおすすめの本を紹介するほか、本の福袋企画、参加者同士がおすすめの本を紹介するビブリオバトルなどを開催します。

その他  
イベント

### 他にもイベント・企画展示を多数実施

朗読とチェロの演奏（神奈川）、絵本作家による読み語りライブ（中央）などのイベントを開催します。生き物の標本展示（旭）中・高校生が作成した本のPOP展示（栄）、戦争と平和をテーマにした展示（都筑・戸塚）などの企画展示もあります。

## 学校運営協議会の設置状況及び令和4年度活動報告を踏まえた今後の取組について

学校運営協議会とは、地域住民、保護者と学校が学校運営の基本方針を共有し、一定の権限と責任をもち、それぞれの立場で当事者として学校運営に参画する仕組みです。また、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進し、横浜の子どもたちを育てていくことを目指して、全校に設置する予定です。

令和4年7月、10月、令和5年4月、7月の学校運営協議会の設置状況と、令和4年度の活動報告を踏まえた今後の取組について報告します。

### 1 学校運営協議会 新規設置校

令和4年7月1日付の新規設置 21校、17協議会 累計 383校、289協議会

学校運営協議会名		
1 生麦中学校	7 葛野小学校	13 金沢中学校
2 獅子ヶ谷小学校	8 坂本小学校	14 日吉台中学校
3 生麦小学校	9 日野南中学校	15 荏田東第一小学校
4 東小学校	10 桂台小学校	16 中村特別支援学校
5 平楽中ブロック (平楽中、中村小、石川小)	11 舞岡中学校	17 戸塚高校 (全日制)
6 一本松小学校	12 笹下中ブロック (笹下中、南台小、日下小)	

新規設置校内訳 小学校12校 中学校7校 高等学校1校 特別支援学校1校

令和4年10月1日付の新規設置 96校、71協議会 累計 474校、355協議会

学校運営協議会名			※斜体下線は、単独設置済→合同設置の5校		
1 寛政中学校	21 磯子小学校	41 十日市場中学校	60 寺尾中・旭小 合同		
2 栗田谷中学校	22 梅林小学校	42 綱島小学校	61 南中ブロック (南中・ <u>大岡小</u> ・ <u>井土ヶ谷小</u> )		
3 永田中学校	23 さわの里小学校	43 新吉田第二小学校	62 新井中・新井小 合同		
4 共進中学校	24 港南台第一中学校	44 新田小学校	63 希望が丘中ブロック (希望が丘中・東希望が丘小・中尾小・笹野台小)		
5 本牧中学校	25 永谷小学校	45 樽町中学校			
6 間門小学校	26 永野小学校	46 もえぎ野小学校	64 岡津中ブロック (岡津中・岡津小・上矢部小)		
7 大鳥小学校	27 東俣野小学校	47 荏子田小学校	65 <u>いずみ野小</u> ・阿久和小 合同		
8 本牧小学校	28 小雀小学校	48 市ヶ尾小学校	66 原中ブロック (原中・原小・三ツ境小)		
9 横浜吉田中学校	29 川上北小学校	49 つづきの丘小学校	67 洋光台第一中ブロック (洋光台第一中・洋光台第一小・洋光台第三小)		
10 橋中学校	30 東品濃小学校	50 都田西小学校			
11 西谷中学校	31 文庫小学校	51 牛久保小学校	68 丸山台中ブロック (丸山台中・丸山台小・下野庭小・野庭すずかけ小)		
12 桜台小学校	32 釜利谷中学校	52 茅ヶ崎台小学校			
13 南希望が丘中学校	33 並木中学校	53 茅ヶ崎東小学校	69 日吉台小・日吉南小・矢上小・箕輪小 合同		
14 市沢小学校	34 高舟台小学校	54 みなと総合高等学校	70 奈良中ブロック (奈良中・奈良小・恩田小・ <u>桂小</u> )		
15 鶴ヶ峯小学校	35 大道小学校	55 東高等学校			
16 都岡小学校	36 釜利谷小学校	56 桜丘高等学校	71 あかね台中ブロック ( <u>あかね台中</u> ・田奈小・奈良の丘小)		
17 新橋小学校	37 山下小学校	57 横浜商業高校			
18 下瀬谷中学校	38 鴨居中学校	58 ろう特別支援学校			
19 相沢小学校	39 竹山小学校	59 日野中央高等特別支援学校			
20 岡村中学校	40 緑が丘中学校				

新規設置校内訳 小学校62校(うち単独→合同4校) 中学校28校(うち単独→合同1校) 特別支援学校2校 高等学校4校

# 1 学校運営協議会 新規設置校（続き）

令和5年4月1日付の新規設置 21校、17協議会 累計 491校、370協議会

学校運営協議会名					※斜体下線は設置済→単独設置1校、ブロック設置の2校	
1 瀬谷第二小学校	6 吉原小学校	11 大道中学校	16 上飯田中ブロック (上飯田中・飯田北いちょう小・上飯田小)			
2 保土ヶ谷小学校	7 港南台第一小学校	12 金沢高等学校				
3 東野中学校	8 港南台第三小学校	13 十日市場小学校	17 今宿中ブロック (今宿中・今宿小・今宿南小)			
4 領家中学校	9 森東小学校	14 <u>四季の森小学校</u>				
5 上白根北中学校	10 名瀬中学校	15 都田中学校				

新規設置校内訳 小学校12校(うち合同→ブロック1校) 中学校8校(うち合同→ブロック1校) 高等学校1校

令和5年7月1日付の新規設置 4校、4協議会 累計 495校、374協議会

学校運営協議会名	
1 豊田小学校	3 中川西小学校
2 川上小学校	4 大綱中学校

新規設置校内訳 小学校3校 中学校1校

【参考】 設置目標と実績（累計校数）

	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年7月
設置目標	295	375	458	505	504
実績	223	262	293	474	495

## 2 各学校運営協議会における成果

「令和4年度学校運営協議会実施報告」より

成 果	主 な 内 容
連携・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校ブロックの足並みが揃い、9年間を見通した資質・能力の育成についての視点を共有できた。</li> <li>・コロナ禍以前に取り組んでいた地域とのかかわりを再確認し、今後の方向性が明確になった。</li> <li>・教職員が交代で学校運営協議会に出席して校内活動の発表を行い、コロナ禍で分断された教職員と地域との繋がりを強化することができた。</li> </ul>
学校の運営改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会委員が授業研究会へ参加することで、授業づくりを大切にしていることを伝えることができた。</li> <li>・学校の教育活動を地域や保護者に知ってもらうための取組に関する助言を得ることができた。</li> <li>・地域や学校の強みを生かした学校運営の方向性が明確になり、運営改善に生かすことができた。</li> </ul>
児童生徒の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域とつながった学習活動を展開することで、地域に目を向ける児童を育てることができた。</li> <li>・児童生徒の育てたい力を明確にし、それぞれの立場でできることを考えた。</li> <li>・校則の見直しの方向性について示唆を得ることができた。</li> </ul>
学校関係者評価の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観、校舎見学を通じて、児童生徒、教職員と直に触れ合うことができた。学校からも教職員の働き方や児童生徒の実態を本音で伝えることができ、理解を深めることができた。</li> <li>・学校運営協議会委員が、教職員とは違った視点で評価することで、多面的に教育活動を振り返ることができた。</li> <li>・コロナ禍における学校教育活動やiPadを活用した学習の進め方について評価を得ることができた。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の働き改革及びPTA活動の改善を行うにあたり、助言を得た。</li> <li>・「生き方を学ぶ場」「非認知能力を育てる場」として、学校の役割が大切であるということについて評価を得ることができた。</li> <li>・特別支援教育の推進に取り組む中で、学校の取組の様子を学校運営協議会委員が地域等に発信した。</li> </ul>

### 3 各学校運営協議会における課題

「令和4年度学校運営協議会実施報告」より

課 題	主 な 内 容
学校運営協議会 の テーマやねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校ブロックにおける学校間での実情や課題が異なるため、9年間で育てる子ども像への支援の深まりまで到達しない。</li> <li>・ コロナ禍の影響で各校の状況や取組がまだ十分に共有されていない。学校運営協議会委員に中学校ブロック校の状況を十分に把握してもらうことが必要であり、テーマやねらいを焦点化していく点に難しさがある。</li> </ul>
学校運営協議会 の 運営方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校が主体となり運営を進めているのが実態であり、より一層、学校運営協議会委員としての当事者意識をもった主体的な参画を期待したい。</li> <li>・ 教職員の不足にともない、学校運営協議会に参加する者が管理職のみにせざるを得ない状況が生まれている。教職員に地域の想いを届ける機会を作りづらい面が悩みである。</li> <li>・ 土曜日開催にしているため、教職員の参加が難しい現状がある。</li> </ul>
教職員、委員への 制度理解・周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校運営協議会の役割について、学校運営協議会委員、地域、教職員が理解を深めることが必要である。</li> <li>・ 学校運営協議会に対する教職員の意識に温度差があるので、どの教職員においても開かれた学校づくりのために、学校運営協議会委員との協力体制が欠かせないものだという理解を深めたい。</li> <li>・ 教職員の理解や関わり、参画意識が少ない。</li> </ul>
協議の進行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校運営協議会会長をはじめとする学校運営協議会委員が、協議進行に慣れていくのに、もう少し時間を要する状況がある。</li> <li>・ 児童生徒や学校運営に関する話が少ない。自治会町内会の話が中心となってしまうことがある。</li> <li>・ 複数校での取組なので表面的な話し合いとなり、深まりや各校の課題を丁寧に協議するまでは至らない。</li> <li>・ 一緒に協議するというより、学校からの提案に対して感想や意見を述べるにとどまる場合もある。</li> </ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「まちとともに歩む学校づくり懇話会」との違いを意識した学校運営協議会としての活性化の方策を考えたい。</li> <li>・ 新しい学校運営協議会を設立する際、すでに設置している学校運営協議会と重なる委員の負担について課題を感じている。</li> <li>・ 学校運営協議会委員の世代交代を図ること、人材の発掘を進めることが必要である。</li> <li>・ 地域からの要請と教職員の働き方改革とのバランスのとり方が難しい。</li> </ul>



## 4 各学校運営協議会の今後の取組

「令和4年度学校運営協議会実施報告」より

取組予定	主 な 内 容
連携・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の置かれている状況の厳しさを共有し、地域で子どもを育てていく意識を広めていく。</li> <li>・地域の方と連携を図りながら、登下校等、児童の安全を確保する体制づくりを継続し、登校渋りへの対応等の朝の見守り支援の体制づくりを検討していく。</li> <li>・管理職や教務主任のみならず、全教職員が学校運営協議会に参加し、グループでの話し合いを行う。</li> </ul>
学校の運営改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の観点で、教育活動全般での取組の具体の検討とその実践を行う。</li> <li>・コロナ禍以前に多少無理のあった地域と学校との連携行事を見直すことにより、教職員の働き方改革を進める一助として、学校運営協議会委員より助言をもらう。</li> <li>・日課表変更（午前5時間授業等）について助言をもらい、学校運営に活かす。</li> </ul>
児童生徒の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会とつながる教育活動についての子どもの意識を向上させる。</li> <li>・児童生徒、保護者、教職員が共有できる、地域住民にもわかりやすい学校教育目標へ変更する。</li> <li>・学校が抱えているいじめ問題の解決に向け、道徳教育を推進する。</li> </ul>
学校関係者評価の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価の精度を上げるために、授業参観の回数、忌憚のない意見を聞く場を確保する。</li> <li>・各学校の評価結果を公表し、学校運営の質に対する説明責任を果たし、地域住民、保護者との連携協力を推進する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用した学習活動と支援の充実を図る。</li> <li>・場に応じた学習支援の具体的な方策と支援体制を構築していく。</li> <li>・保護者と学校運営協議会についての相互理解ができるようにしていく。</li> </ul>

## 5 教育委員会事務局としての今後の取組

「令和4年度学校運営協議会実施報告」を踏まえて

学校運営協議会の設置校において、「連携・協働の推進」については約86%、「学校の運営改善」については約51%の学校で成果が見られたとの報告がありました。成果の具体例として、次のような事例が挙げられます。

- ◆生徒が学校運営協議会に参加し、地域で行っている挨拶運動や生徒会が中心となって行っている委員会活動について説明をしたことで、学校運営協議会委員の理解が進み、普段の学校生活を支えてもらっている。
- ◆ある部活動のあり方について、学校運営協議会で説明をし、学校の方針を承認してもらうことで、学校運営協議会が学校長の後ろ盾となり、地域の理解が円滑に進んだ。
- ◆単独で学校運営協議会を設置している近隣地域の合計6校の小中学校が、拡大した形で協議会を合同開催し、地域全体で子どもたちを支え、子どもを含めて地域が一体となり、まちを盛り上げようとしている。

学校運営協議会の本来の目的の一つである「学校運営の改善に資するもの」にしていくためには、制度の正しい理解や当事者意識をもった参画が重要です。学校運営協議会が一方的な報告の場ではなく、各学校の実態に応じた「熟議」の場となるようにする必要があります。

そのために、対象者ごとの段階的・体系的な研修を実施し、学校運営協議会に関わる全ての関係者の意識の向上を目指します。また管理職だけでなく、教職員へ本来の趣旨や制度の理解を進め、各学校において持続可能な学校運営協議会を実施していく必要があります。引き続き、教育委員会事務局は、次のことに取り組んでいきます。

### 1 学校運営協議会と地域学校協働本部を一体的に推進するためのP D C Aサイクルの確立

- 例) ・学校運営協議会の意義や目的の周知、振り返りを次の取組に活かすことの再確認

### 2 全校への支援体制の充実

- 例) ・未設置校へのフォロー  
・全校を対象とした電話相談、訪問相談、個別相談  
・実態把握と学校支援のための指導主事や職員による学校運営協議会へのオブザーバー参加、指導主事の通年訪問時に学校へのヒアリング  
・教職員や学校運営協議会委員への説明会の実施  
・好事例の収集と発信  
・市ホームページの充実・活用  
・広報誌「架け橋」の発行(年6回)

### 3 研修体系の構築

- 例) ・新任校長、新任副校長への悉皆研修  
・学校運営協議会会長や委員への研修、学校運営協議会委員になっている学校・地域コーディネーターへの研修  
・教職員への研修  
・学校運営協議会委員、学校・地域コーディネーター、教職員を対象とする合同研修  
・指導主事への研修

### 4 関係機関との連携の推進

- 例) ・文部科学省CSマイスター、学校長経験者、NPO法人等の専門家との連携による研修の充実

## 子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境の整備に関する連携協定の締結について

子どもたちが将来にわたって持続可能な形でスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整備するため、横浜市教育委員会、横浜国立大学、横浜市中学校体育連盟の3者による連携協定を締結しました。

### 1 連携協定締結の背景

生徒にも教員にも持続可能な部活動の実現に当たっては、部活動指導を担う地域人材の一層の確保や、大会の精選と運営の改善等の課題があります。令和4年12月に開催された総合教育会議において、これらの課題の解決に向けては、教育委員会のみならず、関係者一丸となったオール横浜での取組が必要であることが確認されています。

### 2 連携協定の目的

横浜市教育委員会、横浜国立大学、横浜市中学校体育連盟のそれぞれが有する知的、人的及び物的資源を有効に活用し、人材育成や人材確保、施設利用等、相互に連携した取組の推進を通じて、子どもたちが将来にわたって持続可能な形でスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整備します。

### 3 連携事項

- (1) 青少年の健全育成に関すること
- (2) 教職を志す学生の人材育成に関すること
- (3) 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の指導等を担う人材の確保に関する  
こと
- (4) 施設の利用に関すること
- (5) 相互の知見の活用に関すること
- (6) 地域の活性化に関すること

### 4 連携協定締結日

令和5年7月3日

### 5 今後の方向性

地域人材や大会会場の確保等、生徒にも教員にも持続可能な部活動の実現に向け、地域や企業、大学等と更なる連携を進めていきます。

## 子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境の整備に関する連携協定書

横浜市教育委員会（以下「甲」という。）、国立大学法人横浜国立大学（以下「乙」という。）及び横浜市中学校校体育連盟（以下「丙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 甲、乙及び丙は、それぞれが有する知的、人的及び物的資源を有効に活用し、相互に連携した取組の推進を通じて、子どもたちが将来にわたって持続可能な形でスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整備することを目的とする。なお、本協定で掲げる「子どもたち」とは、横浜市内の学校に通う中学生を念頭に置くこととする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）青少年の健全育成に関すること
- （2）教職を志す学生の人材育成に関すること
- （3）子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の指導等を担う人材の確保に関すること
- （4）施設の利用に関すること
- （5）相互の知見の活用に関すること
- （6）地域の活性化に関すること

### （実施体制）

第3条 甲、乙及び丙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

### （提供及び貸与施設等の管理）

第4条 甲、乙及び丙は、第2条を実施するにあたって提供及び貸与された資料、施設等を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、本協定の目的以外でこれらを使用してはならない。

### （守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において知り得た秘密を相手方の事前の承諾なく第三者に提供、開示及び漏洩、又は本協定以外の目的で使用してはならない。

2 前項に規定する守秘義務は、本協定の終了後においても継続するものとする。

### （期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも更新しない旨の申出がないときは、同一の内容で1年間更新されるものとし、以後も同様の扱いとする。

(本協定の変更)

第7条 本協定の変更については、甲、乙及び丙のいずれかから申し出があるごとに協議の上、決定するものとする。

(その他)


第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の運用にあたり疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙各自押印の上、各1通を保有する。

令和5年7月3日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市教育委員会  
教育長 鯉淵 信也

乙 横浜市保土ヶ谷区常盤台79番1号  
国立大学法人 横浜国立大学  
学長 梅原 出

丙   
横浜市中学校体育連盟  
会長 藤 至光

横浜市教育委員会  
教育長 鯉淵信也様

2023年6月13日  
新日本婦人の会横浜18支部連絡会  
代表 三山弘美

横浜市中区桜木町

TEL FAX



受理番号 2

## 小学校の教科書の採択にあたり 教員や市民の声を尊重してください

この夏、来年度から使われる小学校の教科書（全教科）の採択が行われます。

報道によると、教科書の総ページ数は過去最大となりました。1人1台端末によってタブレットを持ち運び、ほかの学習教材の重さも加わって子どもたちの身体への影響が心配されます。また、学習内容の詰め込みで子どもたちにとって難しすぎる内容になっているのではないかと専門家も指摘しています。

今回展示される教科書全体に対し、「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度の扱いが不適切」という検定意見が付いたため、教科書会社が修正した例も目立ち、教科書記述に対する政治介入や政府見解の押し付けた教科書では、子どもたちの考える力が育たないのではないかと懸念しています。

現行の制度では、教科書は「教育委員会が採択する」とされていますが、どの子どももよくわかり、楽しい学習がすすめられるよう、よりよい教科書が採択されるために、実際に使用する教員や保護者、市民が教科書をしっかり見ていくことが重要だと感じます。

展示会の場所、日程、教科書採択に関する会議の日程を市民に広く明らかにし、展示会場を増やすなどの対応を求め、以下要請します。

### 記

- 1、展示会の場所や展示期間の拡大し、市民が意見を寄せられるようにすること。教科書採択に関する会議の日程を市民に広く明らかにすること。
- 1、教科書採択は公正に行われるよう、公開・傍聴を認め、市民の声を採択の資料に入れること。また、傍聴スペースを広くとる、第二会場を設けるなど、希望者全員が傍聴できるようにすること。オンライン会議の場合は、動画配信をおこなうこと。
- 1、日本国憲法、子どもの権利条約の精神にもとづき、子どもたちにとって、より理解しやすく、より楽しく学習できる教科書を採択すること。